

# 北海道農政部請負工事監督要領の運用の制定について

〔平成13年3月14日 設計第1773号〕  
〔各支庁農業振興部長あて 設計課長〕

〔沿革〕 平成14年3月25日設計第1549号、17年8月25日事調第497号、18年2月22日第1019号、19年3月19日第1135号、  
23年1月13日第1138号、28年4月1日第1186号、31年2月7日第1043号、令和2年12月17日第1174号  
4年1月5日第882号改正

平成13年3月14日付け設計第1772号をもって北海道農政部請負工事監督要領が制定されたことに伴い、次のとおり運用を定めたので、その取扱いを適正に行ってください。

なお、「北海道農地開発部請負工事監督要領の解説について」（昭和54年9月4日付け設管第296号設計管理課長通達）は、廃止します。

（設計基準係）

## 北海道農政部請負工事監督要領の運用

### 第1 運用制定の趣旨

農政部所管の請負工事の施工に当たり、請負契約の適正な履行を確保し工事を円滑に進めるため、「北海道農政部請負工事監督要領」（以下、「要領」という。）に定めた事項について明確化を図ることにより、監督業務の適正化と効率化に資することを目的とする。

### 第2 要領の運用

#### 第2条（工事監督員の指定等）関係

- 1 支出負担行為担当者とは、総合振興局においては「総合振興局長」、振興局においては「振興局長」である。
- 2 工事監督員の資格的要件は法令等にはないが、工事監督員を指定する目的は、「契約の適正な履行の確保」であることから、指定にあたっては、監督員の職務に関する規定から、一般的に当該工事を監督しうる物理的、技術的能力を有する者を任命することが原則である。
- 3 工事監督員の区分表における総括監督員の対象工事は、別に定める「公共工事の品質確保のための監督体制強化の実施について」（平成19年3月16日付け事調第1130号）により対象とした工事をいう。
- 4 工事監督員の区分表における主任監督員の対象工事の「500万円未満の技術的に容易なものを除いた工事」とは、技術的に簡易であり、工事実施にあたっての他工事等との調整を要しないものとする
- 5 工事監督員の区分表における総括監督員の対象職員である「監督業務を指導監督する立場の管理職」とは、監督員が属する部署において、主幹（工事の実施担当）又は次長（工事）以上職をいう。
- 6 工事監督員の区分表における主任監督員の対象職員である「監督業務を本務とする係長、主査以上職」とは、各総合振興局並びに各振興局または出張所等の事務分掌等で当該工事を所掌する係長・主査以上職をいう。
- 7 工事監督員の区分表における監督員の対象職員である「監督業務を本務とするすべての職員」とは、各総合振興局並びに各振興局または出張所等の事務分掌等で当該工事の監督を行うことが想定されているすべての職員をいう。
- 8 工事監督員の指定に係る担当課長等からの上申は、「工事監督員指定の上申について」（様式-1）によることとする。なお、2名以上の監督員に各々の職務を分担させるときは、分担させる職務の範囲についても上申すること。
- 9 「監督員を2名以上指定し監督員の職務を分担させる」とは、1の工事を作業区に分け監督業務を分担し、受注者に対する監督権限は同格とする形態で、次の例のような場合をいう。
  - ①線工事……延長を分割し作業区を設定して監督業務を行う場合
  - ②地区合併工事……同一工種を地区毎に分割する

- 10 受注者への工事監督員の指定通知は、建設工事標準様式（昭和48年4月2日付け局総第151号）第18号様式によること。
- 11 第5項の根拠は、「北海道財務規則の運用について（昭和45年局総第230号）」第176条（監督又は検査）関係による。
- 12 支出負担行為担当者は、当該工事の工事監督員以外の職員に監督業務をさせる場合は、前8項の規定による担当課長等の上申に基づき、「工事監督員の指定について」（様式-2）により受注者への通知を行うものとする。
- 13 第5項の規定により臨時の監督業務を行った職員は、監督業務内容を帰庁復命に明示するものとし、すみやかに工事監督員に引き継ぐこと。

#### 第3条（総括監督員及び主任監督員）関係

- 1 総括監督員指定の趣旨は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、従前からの監督体制に加え、低価格受注における品質低下を防ぐために特に重点的に監督体制を強化し、品質確保に努めることにある。
- 2 主任監督員指定の趣旨は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、公正な監督、検査、評定が求められており、公平で明確な判断を下し、効率的な監督ができるような監督体制をとることにある。
- 3 主任監督員が「監督員の職務を総括する」とは、工事監督員として、監督員の報告及び連携の下で工事の全般について把握し、必要な指示を行うことをいう。
- 4 主任監督員は、監督員からの報告に基づき現地または書面で確認して、施工計画のもと円滑に工事が進められるよう的確に指示する。
- 5 特に重要なものとは、適正な契約履行がなされない恐れのある事項に関するものを指す。

#### 第4条（工事監督員の業務報告）関係

- 1 監督業務の遂行に当たり支出負担行為担当者への報告又は指示を受ける場合について規定したものである。
- 2 支出負担行為担当者への報告は、書面で行うものとする。
- 3 第4条の規定により報告を行う具体的な項目は、要領第7条施工計画等の打合せ、要領第8条重点的監督事項、要領第9条協議及び措置等、要領第10条「工程の管理」のうち工事促進の指示にかかわらず工期内に完成しないと認められる場合、要領第11条書類の承諾等及び要領第13条の残存物件等の報告等がある。

#### 第5条（工事監督員の服務）関係

工事監督員が行う監督業務の遂行に当たり上司の職務上の指示に従うことを規定したものである。監督業務を円滑かつ適正に行うためには、担当課長等と打合せ及び報告を行うことが重要であり、これらの際に上司から指示された場合には、これに従うものとする。

#### 第6条（工事監督員の一般的職務）関係

- 1 要領で規定している工事監督員が行う指示、承諾、協議については、「工事施工協議簿」（様式-3）により行うことを原則とし、書面主義の徹底を図るものとする。報告についても同様に書面により行うものとする。

なお、監督体制強化工事の場合にあっては、原則、総括監督員が指示等を行うものとする。

2 工事施工協議簿の作成については、「工事施工協議簿作成要領」（別添1）によるものとする。

3 第2項の「工事の施工に必要な諸手続き等の処理」とは、工事用地の確保、支障物件の除去及び許認可事項等の工事の施工に関して必要な事項をいう。

4 第3項、第4項の規定の根拠は、ともに財務規則第177条第3項である。

#### 第7条（施工計画等の打合せ）関係

1 監督業務を的確かつ効率的に執行するためには、工事に先立って施工計画等について、詳細な打合せを行い、必要な指示を行うことが重要である。主な打合せ事項は次のとおりである。

- ① 工事の施工方法、仮設計画、施工順序
- ② 工程計画
- ③ 施工管理計画（段階確認計画、社内検査計画を含む）
- ④ 安全管理対策、交通安全対策、現場組織体制（緊急時を含む）
- ⑤ 環境対策（建設副産物対策を含む）
- ⑥ 渉外対策（受益者を含む）

2 業務報告については、「工事施工協議簿作成要領」（別添1）によるものとする。

#### 第8条（重点的監督事項）関係

##### 1 重点的監督事項

完成検査の段階で不都合を見つけても修復が困難であるという建設工事の特徴から、施工過程において重点的に監督員による確認・検査を行うことが重要である。重点的監督事項の方法、時期について監督員が指示するものであり、主任監督員及び総括監督員に報告して協議すること。

##### 2 段階確認事項

###### (1) 段階確認事項

段階確認事項は、重点的監督事項のうち、工事の適正な履行を確保するために特に重要な事項であり、標準的な工事における確認事項・頻度等を「段階確認事項一覧表」（別添2）に示している。段階確認の実施にあたっては、当該工事の内容、現場条件を勘案し、(2)のとおり適正に行うものとする。

なお、表に記載のない工種については、表を参考として適宜設定するものとする。

また、監督体制強化工事の場合「段階確認事項一覧表」の他、当該工事の内容、現場条件等を勘案し、適宜実施することとする。

###### (2) 段階確認の実施

段階確認を円滑に行うためには、適正な工程管理が不可欠である。また適期に段階確認事項の項目及び実施時期等について確認することが必要である。

そのため監督員は、工事の施工に先立ち当該工事の内容、現場条件等を十分検討のうえ、「段階確認事項一覧表」（別添2）を基に段階確認を行う項目及び受注者から技術的検討・判断等を求められた事項について、実施時期及び実施個所等を施工計画

書（施工管理計画）により定め、提出を受けたうえで、段階確認（検査・確認等）を実施するものとする。これらのうち、工事の進行に伴い必要となったものについては、その都度、「段階確認願」（別添4）の提出を受け、段階確認を実施するものとする。

段階確認は、監督員が臨場することを原則とするが、用務の都合により臨場できない場合は、施工管理記録、写真等の確認をもって机上とすることができる。

段階確認が終了したときは、段階確認願により確認事項、内容、結果、指示内容等について記載し、受注者に通知するものとする。

段階確認の実施にあたっては、「段階確認の実施のフロー」（別添3）を参考とする。

#### 第9条（協議及び措置等）関係

- 1 第1項で工事監督員が行うこととしている「契約図書等で定めているもの」とは、「標準契約書に定める工事監督員が行う協議措置等」（別添5）に示すものをいう。仕様書において別途定めている事項については、別添5に準じて行うものとする。
- 2 第1項（1）及び（2）の業務報告については、「工事施工協議簿作成要領」（別添1）によるものとする。

#### 第10条（工程の管理）関係

- 1 工程の管理については、受注者の自主性に委ねられることとなるが、適正な履行を確保する観点から、受注者の責めによる工事の著しい遅延や不適正な実施が認められる場合は、工事監督員は工事の促進について受注者と協議し、受注者の提示する方法では工程の回復が困難であり、かつ工期内に工事の完成ができないと認められる場合は文書で工事の促進を指示しなければならない。
- 2 第1項から第4項の業務報告については、「工事施工協議簿作成要領」（別添1）によるものとする。

#### 第11条（書類の承諾等）関係

- 1 第2項において、受注者から構造等の変更に関する協議があった場合、変更しようとする構造物の利便性、安全性等が同等以上に確保されているかを審査しなければならない。

また、建設コンサルタント等の構造照査のために必要となる費用は受注者の負担によるものとする。

- 2 第1項から第2項の業務報告については、「工事施工協議簿作成要領」（別添1）によるものとする。

#### 第13条（残存物件等の処理）関係

- 1 残存物件等の処分は、昭和53年4月7日付け農水第78号「残存物件等の取扱いについて」による。
- 2 工事監督員が行い得る残存物件等の処置範囲は、現場内、又はその隣接で営農に支障を与えない場所に集積するまでであり、現場外の他の場所へ運搬集積させることは、残存物件等の有価価値に変化を与えることになりかねず、処分行為の一工程であるので工事監督員の権限外である。ただし、仕様書で指定しているときは、その規定の範囲まで監督権限は及ぶ。

3 建設副産物の処理については、別途通達等により適切に行うものとする。

#### 第14条（成績評定表の作成）関係

1 「工事施行成績評定表」は、「北海道請負工事施行成績評定要領（平成10年2月18日付け建情第686号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）」第4条の規定による。

2 主任監督員及び監督員は「工事施行成績評定基準の運用について」（平成22年3月24日付け事調第1209号）に基づき「工事施行成績評定表」の該当項目を定め、受注者に対し説明するものとする。

3 前項の「工事施行成績評定表」については、総括監督員、主任監督員及び監督員が必要に応じて協議を行い、施工プロセスチェック等を参考に作成するものとする。

#### 第15条（検査の立会い）関係

1 「検査員」とは、財務規則第176条第1項に規定する検査員をいう。

2 検査員から特に立会いを要しない旨の通知がない場合は、立会いの要請があったとみなすものとする。

## 別添 1 工事施工協議簿作成要領

### 1 工事施工協議簿の作成方法

- ①工事施工協議簿は、工事監督員と現場代理人の協議終了後に作成する。
- ②工事監督員及び現場代理人が署名または押印し、写しを現場代理人に渡し受注者の控えとする。
- ③工事監督員は、すみやかに原本を係長又は主査に報告（署名等）した後、必要に応じて担当課長又は出張所長（以下、「担当課長等」という。）に報告（署名等）を行う。
- ④工事監督員は、常に係長又は主査との打合せ・報告を行うものとし、担当課長等に報告する必要が生じると予想される場合は、事前に打合せを行っておくものとする。項目別の報告については、次表
- ⑤決裁後の原本は、工事監督員が整理・保管する。
- ⑥電子的手段を用いて工事施工協議簿を交わした場合は、署名又は押印を省略できるものとする。
- ⑦概数の確定にあたっては「道営工事等の概数等発注事務取扱要領の取扱いについて（平成17年3月30日付け設計第839号）」によるものとする。

### 2 工事施工協議簿による業務報告

監督要領条項	内容	業務報告先	備考
第6条 2項	指示、承諾、協議、報告	工事監督員相互及び係長・主査までを基本とし、必要に応じて担当課長等とする。	「必要に応じて」とは、設計図書と適合しない箇所の改造請求及び破壊検査等を文書で行った場合をいう。また、工事関係者がその職務の執行につき著しく不適當で改善指示を文書で行った場合をいう。
第7条	施工計画等の打ち合わせ	工事監督員相互及び係長・主査までを基本とし、必要に応じて担当課長等とする。	「必要に応じて」とは、設計図書と適合しない箇所の改善請求を文書で行った場合をいう。
第9条 1項	契約書に定めているもの	別途、標準契約書に定める工事監督員が行う措置等による	
1項 (1)	工事現場の災害その他異常事態が発生したとき	担当課長等とする。	
1項 (2)	工事の遂行に関して支障となる事実が確認されたとき	担当課長等とする。	
第10条 1項	工事の著しい遅延、不適正な実施に対する工事促進の指示を行った場合	担当課長等とする。	
2項	指示にかかわらず工期内に完成しないと認められる場合	—	第4条規定（支出負担行為担当者まで報告）による。
3項	施工上密接に関連する他工事調整を行う場合	工事監督員相互及び係長・主査までを基本とし、必要に応じて担当課長等とする。	「必要に応じて」とは、他工事が他部局の工事である場合をいう。
4項	複数の工事を監督し、工程上監督業務に支障を生じたため調整を行った場合	工事監督員相互及び係長・主査までを基本とし、必要に応じて担当課長等とする。	「必要に応じて」とは、調整の結果が工事の著しい遅延を引き起こす恐れのある場合をいう。
第11条 1項	変更図面等の作成、受注者の作成した図面等の承諾	工事監督員相互及び係長・主査までを基本とし、必要に応じて担当課長等とする。	「必要に応じて」とは、設計図書と適合しない箇所の改善請求を文書で行った場合をいう。
2項	受注者からの構造等変更の承諾	担当課長等とする。	
第13条	残存物件等の処理を行う場合	—	第4条規定（支出負担行為担当者まで報告）による。

段階確認事項一覧表

区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認の基準	備考	
共通	土工	盛土	軟弱地盤盛土	沈下板布設時	・沈下板設置高さ	1回/3カ所		
		切土	切土工	切土施工時	・土(岩)質確認	1回/土(岩)質の変化時		
	作業土工	作業土工	床掘り	床掘り完了時	・土(岩)質 ・基準高さ ・支持力(直接基礎)	1回/代表構造物		
	法面工	法面吹付工	コンクリート吹付工	ラス張完了時、コンクリート吹付前	・使用材料 ・重ね幅 ・アンカー及びスペーサー設置状況	1回/1構造物		
	構造物	コンクリート擁壁工	コンクリート擁壁工	鉄筋及び型枠完了時	・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等)	1回/1構造物		
				埋戻し前	・不可視部分の出来形(図面との対比)			
		石積(張)工 ブロック(張)工 プレキャスト擁壁工 井桁ブロック工			施工時	・基準高さ	1カ所/300m	
						・使用材料(品質、寸法)	1回/1工事	
		補強土壁工			施工時	・施工状況の適否 ・使用材料(品質、寸法)及び	1回/1工事or 1回/ブロック	
		函渠工			鉄筋及び型枠完了時	・施工状況の適否(設計図との対比、継手構造等)	1回/1構造物 or 1回/1施工単位(目地)	
					埋戻し前	・不可視部分の出来形(図面との対比)		
	矢板工(仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板		打ち込み時	・矢板長さ ・使用材料 ・溶接部の適否	試験矢板 +1回/200m		
	基礎工	既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込み時(打込杭)	・溶接部の適否 ・杭の支持力確認 ・基準高さ	試験杭 +1回/10本		
					・使用材料(形状寸法、品質)	1回/1構造物		
				掘削完了時(埋込み杭・回転杭)	・杭先端の土質	試験杭 +1回/10本		
					・電流計データ ・根固め液の確認 ・杭頭処理状況	試験杭 +1回/10本	既製コンクリート杭に限る	
		木杭			打込み時	・基準高さ ・偏心量	1回/200m(線的) or 1回/60本(面的)	
						・使用材料(形状寸法、品質)	1回/1構造物	
		深礎工			掘削完了時	・基準高さ ・偏心量 ・長さ・径 ・支持地盤 ・施工状況の適否(継手構造、品質等) ・使用材料(形状寸法、品質)	試験杭 +1回/10本	
					1回/1構造物			



区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認の基準	備考			
		場所打杭工	リバース杭 ホルケーシク杭 アースドリル杭 大口径杭	土(岩)質変化時	・土(岩)質 ・変化位置	1回/1変化時				
				鉄筋組立完了時	・施工状況の適否(継手構造、品質等) ・使用材料	全体の30%程度				
				グラウト注入時	・使用材料及び使用量	1回/3本				
				掘削完了時	・基準高さ ・偏心量 ・長さ・径 ・支持地盤	1回/3本				
					・使用材料(形状寸法、品質)	1回/1構造物				
				土(岩)質変化時	・土(岩)質 ・変化位置	1回/1変化時				
				鉄筋組立完了時	・施工状況の適否(継手構造、品質等) ・使用材料	全体の30%程度				
				杭頭処理完了時	・杭頭処理状況	1回/10本				
				ホブソーラー基礎工 ニューマチック基礎工			鉄杵据付完了時	・基準高さ ・偏心量 ・長さ・径 ・支持地盤 ・使用材料(形状寸法、品質)	1回/1構造物	
							土(岩)質変化時	・土(岩)質 ・変化位置	1回/1変化時	
							掘削完了時	・偏心量 ・支持地盤	1回/1構造物	
							鉄筋組立完了時	・施工状況の適否(継手構造、品質等) ・使用材料	全体の30%程度	
		鋼管井筒基礎工			打込み時	・使用材料(形状寸法、品質) ・溶接部の適否、工法の確認	試験杭 +1回/10本			
					打込み完了時	・杭の支持力確認 ・基準高さ	試験杭 +1回/10本			
					杭頭処理完了時	・杭頭処理状況	1回/10本			
		付帯工	水路工	排水路工 山腹水路工	施工時	・施工状況の適否(図面との対比)	1回/200m			
			地下水排除工	集水ボーリング	施工時	・施工状況の適否(図面との対比)	1回/3孔			
						・使用材料(寸法、品質)	1回/1工事			
					完了時	・諸事項記入の標示板 ・洗浄	全孔			
			集水井工		施工時	・施工状況の適否(図面との対比)	1回/1施設			
	・使用材料(寸法、品質)	1回/1工事								

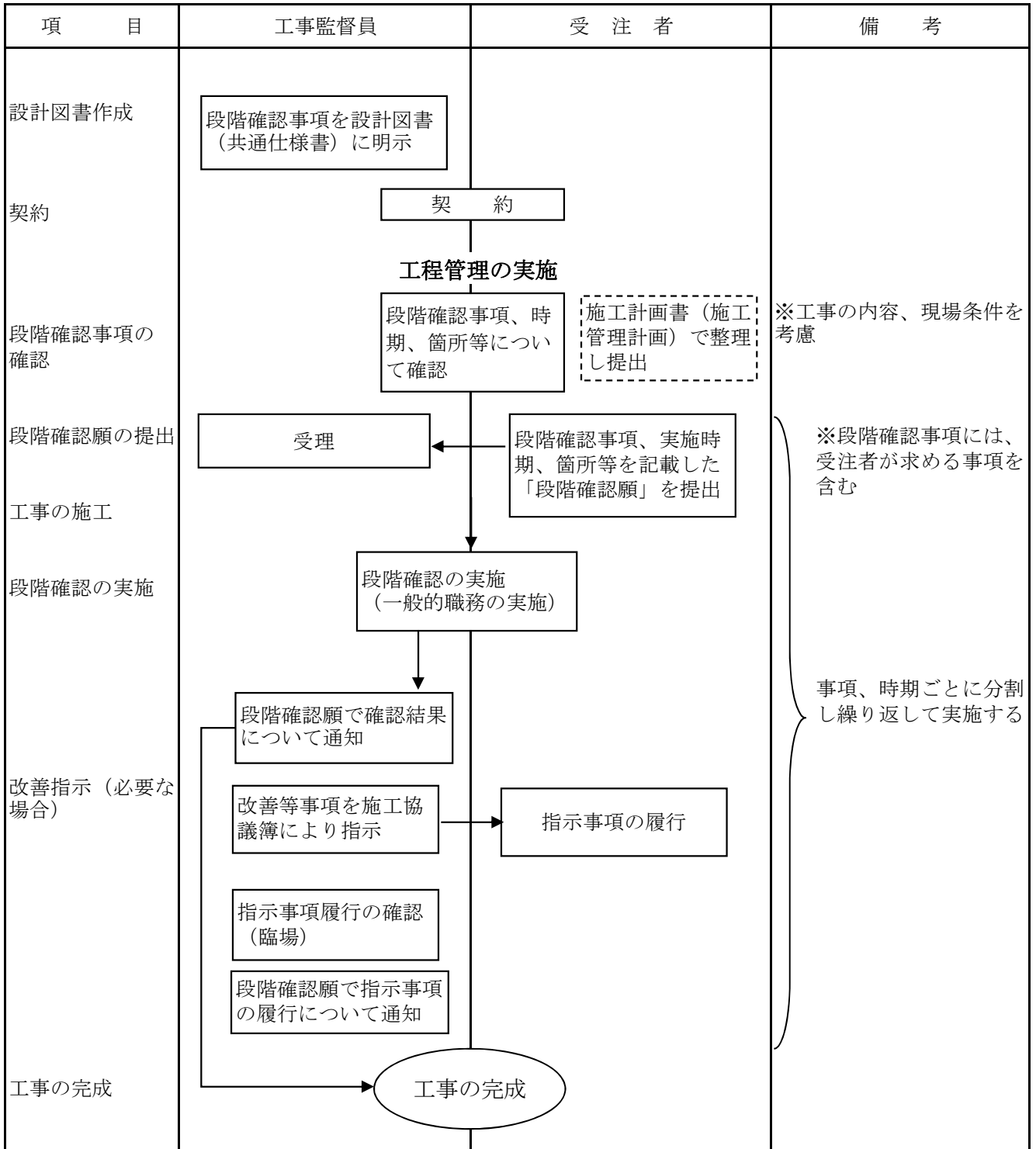
区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認の基準	備考			
		抑止杭工		施工時	・施工状況の適否（図面との対比）	1回/10本				
					・使用材料（寸法、品質）	1回/1工事				
				緊張施工時	・有効緊張力確認	1回/10本				
		アンカー工		削孔完了時	・削孔長	1回/10本				
					・使用材料（寸法、品質）	1回/1工事				
				確認試験時	・緊張強度	1回/10本				
		仮設工	指定仮設工		設置完了時	・幅、長さ、高さ、深さ等 ・使用材料（寸法、品質）	1回/1構造物			
					仮設工	土留、仮締切工	アンカー施工時	・設計緊張力の確認 ・使用材料（寸法、品質）	1回/10本	
							地中連続壁土留	ガイドウォール完了時	・基準高 ・位置 ・使用材料（寸法、品質）	1回/1構造物
							アンカー施工時	・設計緊張力の確認	1回/10本	
道路	道路工	路床、路盤工	路床工	仕上げ完了時	・高さ、幅 ・密度、支持力	1回/400m				
				凍上抑制層	仕上げ完了時	・高さ、幅、厚さ	1回/400m			
				路盤工	仕上げ完了時	・高さ、幅、厚さ	1回/400m			
		舗装工	舗装工	路盤整正工終了時	・高さ、幅 ・密度	1回/400m				
					仕上げ完了時	・幅 ・厚さ	1回/400m			
		橋梁工	橋台、橋脚工（コンクリー		床掘り完了時	・土質、支持力	1回/1構造物	各橋台・橋脚		
	鉄筋完了時				・施工状況の適否（設計図との対比、継手構造）	2回/1構造物	各橋台・橋脚			
	型枠完了時打設時				・施工状況の適否（設計図との対比）	1回/1構造物	各橋台・橋脚			
	埋戻し前				・不可視部分の出来形（図面との対比）	1回/1構造物				
		鋼製橋脚工		床掘り完了時	・土質、支持力	1回/1構造物				
	鋼橋工場製作	組立	仮組立時	・各部寸法（図面との対比） ・キャンバーの確認	1回/1橋梁					
	鋼橋架設	架設工	架設完了後	・キャンバーの確認	1回/1橋梁					
	沓座工		据付位置決定時	・沓座の位置確認	1回/1橋梁					
	床版工		鉄筋、型枠完了時	・施工状況の適否（設計図との対比、継手構造等）	1回/1橋梁					
	鋼橋塗装	塗装	塗装完了後（足場解体前）	・塗膜厚 ・全体的美観（塗装ムラ等）	3点/1工事 全体の30%程度					

区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認の基準	備考	
		ポステンPC 桁製作 PCホロース ラブ、PC版 (箱) 桁製作		鉄筋、PC材 組立完了時	・施工状況の適 否（設計図との 対比、継手構造 等）	1回/桁3本		
				緊張導入時	・緊張力の設計 値との対比	1回/桁3本		
				グラウト注入 時	・施工状況	1回/桁3本		
		プレビーム桁 架設			横締め作業時	・設計値との対 比	1回/桁3本	
					グラウト注入 時	・施工状況	1回/桁3本	
					鉄筋、PC材 組立完了時	・施工状況の適 否（設計図との 対比、継手構造 等）	1回/桁3本	
		床版横桁工			緊張導入時	・緊張力の設計 値との対比	1回/桁3本	
					グラウト注入 時	・施工状況	1回/桁3本	
					施工前	・削孔長	1回/10本	
		付帯作工	落石金網工	樹脂アン	完了時	・強度の確認	1回/10本	
					植栽工	樹木類	施工時	・施工状況の適 否（設計図との 対比等）
排水路	構造物	堰、水門工 排水機場本体 工、樋門、樋 管工		床掘り完了時	・土質、支持力	1回/1構造物		
				鉄筋および型 枠完了時	・施工状況の適 否（設計図との 対比、継手構造 等）			
				埋戻し前	・不可視部分の 出来形（図面と の対比）			
	護岸工	根固工	根固ブロック	布設完了時	・基準高さ、幅 ・個数	1回/200m		
					・使用材料（寸 法、品質）	1回/1工事		
		法覆工	下敷砂利 吸出し防止 材 ブロック工	施工時	・厚さ	1回/200m		
				施工時	・施工状況の適 否（重ね幅等）	1回/200m		
				覆土前 仮締切撤去前	・不可視部分の 出来形（図面と の対比）	1回/200m		
				・使用材料（寸 法、品質）	1回/1工事			
	海岸	海岸保全	堤体及び消波	各種ブロッ ク工	製作完了時、 又は据付前	・使用材料 ・設計図書との 対比 ・寸法、外観	1回/1工事 1回/月	製作及び据 付同時施工 の場合
水路	水路工	パイプライン	基礎工	完了時	・基準高さ ・幅 ・厚さ	1回/500m		
			管体工	管布設完了時	・管頂高さ ・接合間隔 ・中心のずれ	1回/500m	弁類の確認 を含む	
			構造物（ファ ームポ ント、分 水工、調 圧 施設等）	床掘り完了時	・土質、支持力	1回/1構造物		
				鉄筋および型 枠完了時	・施工状況の適 否（設計図との 対比） ・継手構造等 ・使用材料	1回/1構造物		
				埋戻し前	・不可視部分の 出来形（図面と の対比）	1回/1構造物		

区分	工種	種別	細別	確認時期	確認項目	確認の基準	備考
		開水路 明渠排水	基礎工	完了時	・基準高さ ・幅 ・厚さ	1回/300m	
			水路舗装工	鉄筋および型 枠完了時	・施工状況の適 否（設計図との 対比） ・継手構造等 ・使用材料	1回/300m	
				埋戻し前	・不可視部分の 出来形（図面と の対比）	1回/300m	
			構造物（分 水工等）	床掘り完了時	・土質、支持力	1回/1構造物	
				鉄筋および型 枠完了時	・施工状況の適 否（設計図との 対比） ・継手構造等 ・使用材料	1回/1構造物	
				埋戻し前	・不可視部分の 出来形（図面と の対比）	1回/1構造物	
			ブロック工 （連結、平 等）	布設完了時	・基準高さ、幅 ・のり長、のり 勾配	1回/300m	
			付帯工	アンダー・ドレン掘 削完了時	・幅 ・厚さ	1回/300m	
				裏込材施工時	・幅	1回/300m	
			面工事	農地造成改 良	除礫工	除礫工	除礫直後
改良山成工	基盤整地	表土戻し前			・基準勾配（勾 配指定の場合） ・基準高さ（標 高指定の場合）	1回/1工事 （施工完了時）	
草地造成及 び整備改良	起伏修正 I			不陸均し直後	・不陸均し	1回/20ha	
	暗渠排水	暗渠排水		吸水、集 水、捕水渠	施工中	・渠間隔 ・基準高さ ・疎水材の高さ	1回/10ha
区画整理	区画整理工	基盤整地		表土戻し前	・基盤均平度	1回/10ha	
				表土戻し後 農道・用排 水路	・表土厚 ・適宜	1回/10ha	1回/1路線 や1回/1断 面など適 宜確認
客土	客土工			抜坪試験	・土取場	1回/1工事	土取場が変 更の場合は その都度実 施
				搬入時	・搬入土量	1回/10ha	
				攪拌	・攪拌厚	1回/10ha	

- 注) 1. 表中の「確認の基準」は、確認の頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況を勘案し設定するものとする。
2. 次の工事については、適宜頻度を上げて確認するものとする。（概ね5～10割増）
- イ 主たる工種に新工法又は新材料を採用した工事
  - ロ 施工条件の厳しい工事
  - ハ 第三者に対する影響が大きい工事
3. ダム工事、トンネル工事等の表に記載されていない工種については、各工事ごとに別途定めるものとする。また、記載されている工種についても必要に応じて項目を加えるものとする。

段階確認の実施のフロー



## 段階確認願（第 回）

提出年月日 令和 年 月 日  
 受注会社名 \_\_\_\_\_  
 現場代理人名 \_\_\_\_\_

工事名 ( )

下記について、段階確認をお願いします。

No	段階確認事項			実施希望日 及び場所	内 容
	工 種	細 別	確認事項		
1					
2					
3					
4					
5					

注1：確認方法等の案を記載のこと。

上記の段階確認について、以下の通り実施します。

実施年月日	平成 年 月 日	実施担当者名	
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他		
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨場 <input type="checkbox"/> 机上（書類提示）		
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等		
	<input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類		
特記事項			

## 段階確認結果

平成 年 月 日 実施の段階について別紙検測結果のとおり、  
規格値内であり、適切に施工されている。（補助監督員等からの連絡を含む）  
確認が必要である。（連絡があり再確認が必要）

		協議年月日	平成 年 月 日
	記 載 者	記 載 内 容	
協議事項			
再確認年月日	平成 年 月 日	実施担当者名	
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場 <input type="checkbox"/> 製作場所等 <input type="checkbox"/> その他		
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 測量成果 <input type="checkbox"/> 出来形図等 <input type="checkbox"/> 品質規格証明書等		
	<input type="checkbox"/> 施工管理記録簿 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> その他必要書類		
特記事項			

（主旨）

本様式は、現場代理人が工事監督員の段階確認を受ける場合に、事前に提出するものである。

- 1 該当する□にレを記入すること。
- 2 本様式は、現場代理人が保管することとし、工事監督員の請求があった場合は提示すること。
- 3 段階確認の結果及び指示事項については、野帳の写しや工事施工協議簿にて明らかにすること。

別添5 標準契約書に定める工事監督員が行う協議、措置等

標準契約書 関係条項	内 容	条 件	協議、措置等	業務報告	備 考
第3条 第6条 第9条 第10条	工事工程表 請負代金内訳書 下請負人の通知 現場代理人等 履行報告	受注者から ・工事工程表（第23号様式） ・請負代金内訳書（第24号様式） ・下請負人選定通知書（第25号様式） ・現場代理人等選定通知書（第27号様式） ・工事月報（工程管理様式1） の提出があったとき		監督要領第4条の規定により処理する	
第11条	工事関係者に関する措置要求	現場代理人等が工事の施工又は管理に著しく不適当であると認められるとき	必要な措置をとるべきことを請求する	監督要領第4条の規定により処理する（第28号様式「工事関係者措置請求上申書」による）	
第12条	工事材料の品質及び検査等	設計図書に工事監督員の検査・確認を受けて使用することを明示し、受注者から請求があった場合	請求を受けた日から7日以内に応じ、その結果を記録する 不合格の場合は、現場外に搬出することを指示する	応じることができない場合で工程の調整ができない場合は、監督要領第4条の規定により処理する	左以外で現場外搬出を指示した場合は、耕地課長等まで、それ以外の場合は係長まで報告する。
第13条	工事監督員の立会い	設計図書に調査又は見本検査、施工について工事監督員の立会いを明示し、受注者から請求があった場合	請求を受けた日から7日以内に応じる（応じることができない場合は、材料の調査又は施工の記録を請求し、確認する）	応じることができない場合で重要な部分の施工については、監督要領第4条の規定により処理する	
第14条	支給品及び貸与品	支給品及び貸与品の引渡し時 当該検査の結果、品名、数量、品質、規格、性能が設計図書の定めと異なり、使用が適当でないと認められたとき	当該支給品及び貸与品の検査を行う	監督要領第4条の規定により処理する	
第16条	設計図書不適合の場合の改造	工事の施工部分が設計図書に適合しない場合（設計図書に適合しないとは、 ・規格値を満足せず工事目的物の機能及び安全上支障がある場合 ・設計図書の指定に違反し、工事監督員の立会又は検査を受けずに施工した場合で、設計図書に明らかに適合しないと認められ、かつ工事目的物の機能及び安全上支障がある場合） 設計図書に工事監督員の検査・確認・立合い（調査、見本検査、施工）について明示したが、この規定に違反した場合	改造を請求する（相当の理由、必要がある場合は破壊検査ができる） 必要がある場合は、破壊検査することができる	特に重要と認められるものについては、監督要領第4条の規定により処理する	特に重要とは、構造面、用途面から契約の目的に影響を与える場合をいう。 左記以外の場合は、耕地課長等まで報告するものとする。
第17条	設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等	設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等の事実について通知を受けたとき、又は自らその事実を発見したとき	現場代理人の立合いの上、調査を行い、調査の結果、その事実を確認したときは、確認書を作成する	監督要領第4条の規定により処理する（第34号様式「現場不符合等確認報告書」による）	
第18条	設計図書の変更	設計図書の変更の必要があると認められるとき（第17条第5項の規定によるものを含む）	変更設計図書の作成を行う	監督要領第4条の規定により処理する（第35号様式「設計変更上申書」による）	
第19条	工事の中止	天災等により損害を生じ、又は工事現場の状態が変動し工事の施工ができないと認められるとき	事実を調査する	監督要領第4条の規定により処理する（第40号様式「工事一時中止上申書」による）	

標準契約書 関係条項	内 容	条 件	協議、措置等	業務報告	備 考
第20条	受注者の請求による工期の延長	受注者の責めに帰さない理由により工期の延長の請求があったとき	その事情を調査する	監督要領第4条の規定により処理する (第45号様式「工期延長副申書」による)	
第21条	発注者の請求による工期の短縮等	特別な理由により工期短縮や他の条項により工期延長が必要となった場合		監督要領第4条の規定により処理する (第35号様式「設計変更上申書」による)	
第22条	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	国内に賃金水準、物価水準の変動により請負代金額が不適当と認められ、受注者から請負代金額の変更の請求があったとき	変動後残工事代金額の算定を行う	監督要領第4条の規定により処理する	※契約締結日から12月を経過した工事に適用する
第25条	臨機の措置	災害防止等のため措置することが必要であると認められるとき	現場の状況を確認し、受注者がとる措置について指示する(緊急やむ得ず受注者がとった措置については、直ちに確認する)	重要なものにあつては、監督要領第4条の規定により処理する	重要なものとは、 ・第三者に影響を与える ・工事目的物に支障がある ・発注者の費用負担がある場合をいう
		災害防止その他工事の施工上特に必要であると認められるとき	受注者に措置を請求する	監督要領第4条の規定により処理する	
		受注者がとった措置に要した費用が請負代金額の範囲で負担することが適当でないと認められるとき	内容を審査し、変更設計図書を作成する	監督要領第4条の規定により処理する (第35号様式「設計変更上申書」による)	
第26条	一般的損害	工事目的物等について引渡しを受ける前に損害が発生したとき	事実を調査する	監督要領第4条の規定により処理する (第57号様式「損害発生報告書」による)	
第27条	第三者に及ぼした損害	工事の施工に関連して第三者に損害を与えたとき	事実を調査する	監督要領第4条の規定により処理する (第57号様式「損害発生報告書」による)	
第28条	不可抗力による損害	不可抗力により工事目的物等に損害が生じ、受注者から通知があったとき	直ちに現場代理人の立合いのうえ、調査を行い、その事実を確認したときは、確認書を作成する	監督要領第4条の規定により処理する (第60号様式「発生損害確認報告書」による)	
		受注者から損害による費用の負担の請求があったとき	内容を審査し、変更設計図書を作成する	監督要領第4条の規定により処理する (第35号様式「設計変更上申書」による)	
第30条	工事の完成	受注者から工事完成通知書の提出があったとき		監督要領第4条の規定により処理する	
第43条	発注者の解除権	正当な理由なく、着工時期を過ぎても工事に着工しないとき	事実を調査する	遅滞なく監督要領第4条の規定により処理する	
		受注者の責めに帰す理由により工期内に工事を完成しないとき又は期限後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき			
		第5条一括下請けの禁止又は第16条設計図書に不適合の場合の改造義務の規定に違反したとき			
		第9条現場代理人等に掲げる者を設置しなかったとき			
		契約に違反し、契約の目的を達することができないとき			
		第45条受注者の解除権に規定する理由によらずに契約の解除を申し出たとき			



様式-1

(記号) 第 号  
年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

(担当課長等)

工事監督員の上申について

工事名 \_\_\_\_\_

上記建設工事に係る工事監督員を次のとおり上申します。

	所属・職・氏名	職務（権限）の内容
工事監督員		

(記号) 第 号  
年 月 日

(受注者) 様

(支出負担行為担当者)

工事監督員の指定について

工事名 \_\_\_\_\_

上記建設工事に係る工事監督員は、先に通知したところですが、次の業務に関し、監督員を臨時に指定したので通知します。

業務の内容	所属・職・氏名

